

医 薬 発 第 6 9 2 号
平成 1 3 年 6 月 2 9 日

各

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 1 3 年 6 月 2 9 日政令第 2 2 7 号）（別添 1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 3 年 6 月 2 9 日厚生労働省令第 1 3 4 号）（別添 2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤（ただし、ナラシンとして 1 0 % 以下を含有するものを除く。）
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であって、ナラシンとして 1 0 % 以下を含有するもの（ただし、ナラシンとして 1 % 以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。）
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1) 5 - アミノ - 1 - (2 , 6 - ジクロロ - 4 - トリフルオロメチルフェニル) - 3 - シアノ - 4 - トリフルオロメチルフィニルピラゾール（別名フィプロニル）
5 % 以下を含有するマイクロカプセル製剤
* 現行では、1 % 以下を含有する製剤のみ劇物から除外。
 - (2) 2 - シアノ - 3 , 3 - ジフェニルプロパ - 2 - エン酸 2 - エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成13年7月10日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 その他

今回の改正に対応した登録事務を電子情報処理組織によって円滑に取り扱うことができるよう、体制の整備を進めているところであるが、当分の間、上記第1の1及び第1の2に掲げる物に係る申請等を既存の電子情報処理組織を用いて取り扱う際には、類別番号の変更に注意されたいこと。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に追加したこと。
ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤（ただし、ナラシンとして10%以下を含有するものを除く。）
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に追加したこと。
ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であって、ナラシンとして10%以下を含有するもの（ただし、ナラシンとして1%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。）
- 3 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
 - (1) 5 - アミノ - 1 - (2 , 6 - ジクロロ - 4 - トリフルオロメチルフェニル) - 3 - シアノ - 4 - トリフルオロメチルフィニルピラゾール（別名フィプロニル）
5%以下を含有するマイクロカプセル製剤
* 現行では、1%以下を含有する製剤のみ劇物から除外。
 - (2) 2 - シアノ - 3 , 3 - ジフェニルプロパ - 2 - エン酸 2 - エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成13年7月10日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。
また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の用途等については、別添5のとおりであること。